

2 監査第 1035 号
令和 3 年 2 月 2 日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 福井 英昭

財政援助団体等監査の結果に関する報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第 12 項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

記

第 1 監査の概要

1 監査の種類

令和 2 年度財政援助団体等監査

2 監査の対象年度

令和元年度

3 監査の対象

- (1) 亀岡商工会議所、公益財団法人亀岡市農業公社、公益財団法人亀岡市福祉事業団及び公益社団法人亀岡市シルバー人材センターの財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について
- (2) 産業観光部商工観光課、同農林振興課、健康福祉部地域福祉課及び同高齢福祉課の財政的援助等に係る事務の執行について

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体

亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者

亀岡市が公の施設の管理を行わせている団体について、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

令和元年度に亀岡市から監査対象団体へ交付された補助金等の中から抽出して監査を行った。

監査対象団体及び所管課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体会議室等

(2) 監査日程

団体名	監査期間	ヒアリング実施日
亀岡商工会議所	令和2年 9月 8日から 令和2年11月13日まで	令和2年10月 8日
公益財団法人亀岡市農業公社		令和2年10月12日
公益財団法人亀岡市福祉事業団	令和2年10月 9日から 令和2年12月25日まで	令和2年11月25日
公益社団法人亀岡市シルバー 人材センター		令和2年11月27日

7 監査委員の除斥

監査委員の関本孝一は亀岡商工会議所の顧問税理士に従事しているため、当該団体の監査に関し、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

第2 監査の結果

1 亀岡商工会議所の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

亀岡商工会議所（以下、「商工会議所」という。）は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、幅広い活動を行っている。また、我が国商工業の発展に寄与することを目的としている。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

- (ア) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会・行政庁等に具申し、又は建議する
- (イ) 行政庁等の諮問に応じて答申する
- (ウ) 商工業に関する調査研究を行う
- (エ) 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行う
- (オ) 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容、その他商工業に係る事項に関する証明・鑑定又は検査を行う
- (カ) 輸出品の原産地証明を行う
- (キ) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用する
- (ク) 商工業に関する講演会又は講習会を開催する
- (ケ) 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行う
- (コ) 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行う
- (サ) 商事取引に関する仲介又はあつせんを行う
- (シ) 商事取引の紛争に関するあつせん・調停又は仲裁を行う
- (ス) 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行う
- (セ) 商工業に関する産業公害についての調査研究又は相談に応ずる
- (ソ) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行う
- (タ) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図る
- (チ) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行う
- (ツ) 行政庁から委託を受けた事務を行う
- (テ) 前払式支払手段の発行を行う
- (ト) その他、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行う

イ 組織（令和2年3月31日現在）

(ア) 役員	会頭	1人
	副会頭	3人
	専務理事	1人

	常議員	26人
	監事	3人
(イ) 事務局	事務局長	1人
	事務局次長	1人
	課長	2人
	(うち1人中小企業相談所長兼務)	
	係長	1人
	係員	4人
	パート	3人

(2) 補助金の概要

令和元年度に亀岡市から商工会議所へ交付された補助金総額は29,000,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
商工業振興普及事業（亀岡商工会議所事業活動）補助金	14,500,000	商工会議所が商工業振興普及事業を行うために要する経費の補助

(3) 監査の結果

ア 商工会議所に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 出納関係帳票等の確認を行ったところ、収入伝票が作成されておらず、また支払命令書が見当たらないものがあった。

亀岡商工会議所金銭出納に関する規程には、金銭の収納及び支払いは会計伝票により行うことが定められている。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

- b 旅費の支払いについて、出張命令が出張日以降に発令されているものがあった。

亀岡商工会議所旅費規則には、職員等の旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者の発令する旅行命令又は旅行依頼によっておこなわなければならないと定められている。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ 産業観光部商工観光課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 亀岡市商工業振興普及事業補助金交付規程について、補助金の交付目的や補助対象事業が明確でなかった。

補助金を交付するにあたっては、相手に交付目的や補助対象となる範囲を明確に示すことが重要である。

規程を見直すなど、適正な補助金交付となるよう改善されたい。

- b 当該補助金に係る出納関係帳票等を確認したところ、収入伝票が作成されておらず、また支払命令書が見当たらないものがあった。

亀岡商工会議所金銭出納に関する規程の定めに基づき、適正な事務処理を行うよう指導することにより改善されたい。

- c 旅費の支払いについて、出張命令が出張日以降に発令されているものがあった。

亀岡商工会議所旅費規則の定めに基づき、適正な事務処理となるよう指導するとともに、運用の実態と合わせた規則の見直しについて検討するよう改善指示されたい。

2 公益財団法人亀岡市農業公社の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市農業公社（以下、「農業公社」という。）は、急速な都市化混住化の進行により、畜産経営における家畜排せつ物に起因する環境汚染が問題となっているため、広域的な利用が可能な家畜排せつ物処理基幹施設（堆肥製造施設）を建設することにより、畜産経営に係る環境問題を解決し、安定した経営基盤の確立を図るとともに、近年は、安全・安心の農産物を求める声が高まっていることから、施設で製造された良質の完熟堆肥の施用による土づくり対策を通じて、亀岡市における有機農業の確立と環境保全型農業の推進を目的として活動している。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

(ア) 堆肥事業

- a 畜産堆肥の製造に関する業務
- b 堆肥散布作業の受託に関する業務
- c 亀岡市土づくりセンターの施設及び付帯設備の維持管理に関する業務

- d その他堆肥事業に必要な業務
- (イ) リサイクル事業
 - a 動植物性残さの受入れ及び堆肥化に関する業務
 - b その他リサイクル事業に必要な業務
- (ウ) その他、農業公社の目的を達成するために必要な業務

イ 組織（令和2年3月31日現在）

(ア) 役員	理事	8人
	（うち理事長1人、副理事長2人、常務理事1人）	
	監事	2人
	評議員	6人
(イ) 事務局	事務局長	1人（常務理事兼務）
	事務職員	1人
	技術職員	1人
	臨時作業員	2人

(2) 補助金の概要

令和元年度に亀岡市から農業公社へ交付された補助金総額は1,058,300円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

（単位：円）

補助金名称	補助金額	補助内容
亀岡市農業振興助成金(安全・安心のエコ農業推進助成金(本市推奨優良畜産堆肥支援))	1,058,300	優良畜産堆肥(さくら有機)を製造販売する組織を対象に、さくら有機の販売に対して、40リットル袋詰め1袋につき100円を助成する。

(3) 監査の結果

ア 農業公社に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

- (ア) 補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。
 - a 当該補助金の入金について、入金伝票が作成されていなかった。

公益財団法人亀岡市農業公社会計規程（以下、「農業公社会計規程」という。）には、収入金を収納したときは、その都度、伝票および証拠書類に基づいて処理しなければならないと定められている。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

b 補助金の交付申請等について、以下の事務処理が行われていたが、公益財団法人亀岡市農業公社文書規程（以下、「農業公社文書規程」という。）に定められた事務処理となっていなかった。

- ・ 発送文書に記号及び番号の記載がなかった。
- ・ 伺書の決裁区分欄に記載がなかった。
- ・ 「施行日」「完結日」の日付の記載がなかった。
- ・ 「浄書・照合」「公印・発送」欄に押印及び押印日の記載がなかった。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

これらは前回の財政援助団体等監査でも指摘したが、今回の監査でも改善されていなかった。改善できなかった原因を検証し改善策を図られたい。

イ 産業観光部農林振興課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 当該補助金の入金について、入金伝票が作成されていなかった。

農業公社会計規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導することにより改善されたい。

b 補助金の交付申請等について、発送文書に記号及び番号の記載がなかったなど農業公社文書規程に定められた基本的な事務処理が行われていなかった。

規定に基づき、基本的かつ適正な事務処理の定着が図れるよう、連携して事務改善に向けた取り組みを具現化するなどきめ細やかな徹底した指導をすることにより改善されたい。

c 補助金交付申請書が事業実施後に提出されており、補助対象が交付決定前に着手した事業に要する経費となっていた。

補助金の交付について、既に完了した事業を補助対象とするのであれば、その旨補助金交付要綱に規定するよう検討されたい。

なお、財政援助団体等監査の対象ではないが、農業公社の内部監査における令和2年5月11日付け監査報告に附属の監査意見書の内容は、当監査の指摘にも関連しており、組織として早急に抜本的な改善が必要であると考えます。

3 公益財団法人亀岡市福祉事業団の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市福祉事業団（以下、「福祉事業団」という。）は、障がい者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流・余暇活動の促進、連帯感の醸成等に関する事業を行うことにより、市民福祉の増進に寄与することを目的として活動している。

これらの目的を達成するために主に次の事業を行っている。

- (ア) 障がい者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流の促進等に関する各種講座やセミナー、相談等の事業
- (イ) 障がい者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の主体的な福祉活動の促進に関する指導・助言事業
- (ウ) 亀岡市総合福祉センター管理運営に関する事業
- (エ) その他、福祉事業団の目的を達成するために必要な事業

イ 組織（令和2年3月31日現在）

(ア) 役員	理事	6人
	（うち理事長1人、常務理事1人）	
	監事	2人
	評議員	6人
(イ) 事務局	館長	1人（常務理事兼務）
	総務課長	1人
	主幹	1人
	主任	1人
	主事	1人
	再雇用職員	1人
	非常勤嘱託	1人
	アルバイト職員	22人

(2) 補助金の概要

令和元年度に亀岡市から福祉事業団へ交付された補助金総額は21,368,788円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
公益財団法人亀岡市福祉事業団活動補助金	21,368,788	福祉事業団が総合福祉センターの設置目的達成に向けて行う活動経費に対する補助

(3) 指定管理料の概要

令和元年度に亀岡市から福祉事業団へ支払われた亀岡市総合福祉センターに係る指定管理料は21,799,000円である。

その内訳は、人件費（職員給与等）、事務費（委託費、光熱水費、修繕費等）となっている。

(4) 監査の結果

ア 福祉事業団に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 時間外勤務について、時間外勤務命令簿を確認したところ、総務課長の命令によって時間外勤務が行われていた。公益財団法人亀岡市福祉事業団就業規則（以下、「福祉事業団就業規則」という。）には、理事長は、業務上特に必要がある場合は、勤務時間をこえ又は休日に勤務させることができると定められている。また、公益財団法人亀岡市福祉事業団事務代決及び専決規程（以下、「福祉事業団事務代決及び専決規程」という。）には、課長の専決事項の中に職員の時間外勤務に関するものは定められていなかった。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

b 時間外勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。

公益財団法人亀岡市福祉事業団給与規程（以下、「福祉事業団給与規程」という。）には、給与の額及び支給方法については、亀岡市一般職員の給与に関する条例の例に準ずるものとして定められている。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ 健康福祉部地域福祉課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 時間外勤務について、時間外勤務命令簿に命令権者の押印がなされていなかった。

福祉事業団就業規則に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、福祉事業団事務代決及び専決規程の見直しについて検討するよう改善指示されたい。

b 時間外勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。

福祉事業団給与規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、提出された実績報告書等を確認する際には、関係書類についても十分に精査されたい。

4 公益社団法人亀岡市シルバー人材センターの概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益社団法人亀岡市シルバー人材センター（以下、「シルバー人材センター」という。）は、定年退職者等の高齢者（以下、「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保及び提供により、その就業を援助して、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として活動している。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

(ア) 就業機会の開拓提供事業

(イ) 人材派遣事業

(ウ) 有料職業紹介事業

(エ) 生きがい対策事業

(オ) 地域貢献事業

イ 組織（令和2年3月31日現在）

(ア) 役員	理事	11人
		（うち理事長1人、副理事長1人、専務理事1人）
	監事	2人

(イ) 事務局	事務局長	1人
	相談役	1人（専務理事兼務）
	主任	1人
	嘱託職員	3人
	アルバイト職員	1人

(2) 補助金の概要

令和元年度に亀岡市からシルバー人材センターへ交付された補助金総額は4,252,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
公益社団法人亀岡市シルバー人材センター運営補助金	4,252,000	シルバー人材センターに係る人件費及び運営費に対する補助

(3) 監査の結果

ア シルバー人材センターに対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 嘱託職員の報酬及び諸手当を支給するにあたり、規程の定めが不十分であったため、適正な支給と判断できないものがあった。

嘱託職員の報酬及び諸手当の支給は、公益社団法人亀岡市シルバー人材センター嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程（以下、「シルバー人材センター嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程」という。）に定められている。また、この規程の中で報酬及び諸手当それぞれの額は、公益社団法人亀岡市シルバー人材センター職員給与規程（以下、「シルバー人材センター職員給与規程」という。）に準ずると定められている。

両方の規程に不備が認められたので、規程を見直し適正な支給を行われたい。

- b 補助金実績報告書について、実績報告書文中に「亀岡市補助金等交付要領第7条の規定により」と記載されていた。

亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領では「亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領第7条の規定により」と定められている。

決裁等の過程において十分な確認をされたい。

イ 健康福祉部高齢福祉課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 嘱託職員の報酬及び諸手当を支給するにあたり、規程の定めが不十分であったため、適正な支給と判断できないものがあった。

嘱託職員の報酬及び諸手当の支給は、シルバー人材センター嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程に定められている。また、この規程の中で報酬及び諸手当それぞれの額は、シルバー人材センター職員給与規程に準ずると定められている。

両方の規程に不備が認められたので、規程を見直し適正な支給が行われるよう指導されたい。

b 補助金実績報告書について、実績報告書文中に「亀岡市補助金等交付要領第7条の規定により」と記載されていた。

亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領では「亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領第7条の規定により」と定められている。

決裁等の過程において十分な確認をされたい。

c 補助金実績報告書について、経費明細には補助金確定額の内訳の記載がなく合計額のみ記載されており、適正に執行されているか確認できなかった。

補助金実績報告書において、補助金がどのような経費に使用されたかを確認した上で、補助金の確定処理を行うよう改善されたい。